

## 退所について

保育施設の利用開始後、下記に該当することとなった場合等には、保育施設等を利用できなくなる場合がありますのでご注意ください。

### ■ 転出する場合

利府町内に居住していることは、町内の保育施設等を利用するための要件の1つとなります。転出後も広域利用が可能な場合もございますので、希望する場合は個別にご相談ください。

### ■ 保育を必要とする事由がなくなった場合

保育を必要とする事由に変更があった場合は、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに利用中の保育施設等又は子ども支援課までご提出ください。

### ■ 教育・保育給付認定期間が制限され満了した場合

求職活動中、出産、就学等を理由に保育施設等を利用する場合、認定期間が制限され、認定期間満了後は保育施設等を利用することができなくなります。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了となる月の20日までに保育を必要とすることを証明する書類（就労証明書等）をご提出ください。

### ■ 1か月を超えて欠席する場合

保育施設等を利用中に1か月を超えて欠席する場合は、原則退所となります。

### 里帰り出産をする方へ

- 在籍児のきょうだいの出産のため里帰りする場合は、2か月未満であれば長期欠席を認めております。利用中の施設にご相談ください。
- 里帰り出産中に現在通園中の保育施設に在籍したまま、里帰り先の保育施設や幼稚園に入園することは、二重在籍となるためできません。認可外保育施設や一時保育の利用をご希望される場合は、里帰り先の市町村にご確認ください。
- 長期欠席期間中も保育料は発生します。